

第十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

「及び同法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第五条」を削り、「により」を「に基づき」に改める。

表徳島県徳島東警察署の項及び徳島県徳島西警察署の項を次のように改める。

徳島県徳島中央警察署	徳島市中洲町一丁目	徳島市（徳島県徳島名西警察署及び徳島県徳島板野警察署の管轄に属する地域を除く。） 名東郡
徳島県徳島名西警察署	徳島市庄町三丁目	徳島市佐古一番町、佐古二番町、佐古三番町、佐古四番町、佐古五番町、佐古六番町、佐古七番町、佐古八番町、南佐古一番町、南佐古二番町、南佐古三番町、南佐古四番町、南佐古五番町、南佐古六番町、南佐古七番町、南佐古八番町、北佐古一番町、北佐古二番町、佐古山町、田宮町、南田宮、北田宮、春日町、春日、南矢三町、北矢三町、南島田町、中島田町、北島田町、蔵本町、蔵本元町、南蔵本町、庄町、南庄町、鮎喰町、名東町、加茂名町、不動本町、

不動東町、不動西町、不動北町、入田町、中吉野町  
四丁目、上助任町三本松、一宮町、下町及び国府町  
名西郡

表徳島県徳島北警察署の項の項名を「徳島県徳島板野警察署」に改め、同項中「板野郡松茂町及び北島町」を「板野郡」に改め、同表徳島県板野警察署の項及び徳島県石井警察署の項を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(徳島県警察署協議会条例の一部改正)

2 徳島県警察署協議会条例（平成十三年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年徳島県条例第 号。以下「二十九年改正条例」という。）の施行の日の前日において二十九年改正条例による改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうち次の表の上欄に掲げるものに置かれている協議会の委員に委嘱されている者は、二十九年改正条例の施行の日に、二十九年改正条例による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうちそれぞれ次の表の相当下欄に掲げるものに置かれている協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同日の前日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

徳島県徳島西警察署	徳島県徳島名西警察署
徳島県石井警察署	
徳島県徳島北警察署	徳島県徳島板野警察署
徳島県板野警察署	

## 提案理由

管轄区域内の治安の維持及び向上の必要性に鑑み、徳島県徳島西警察署及び徳島県石井警察署の管轄区域並びに徳島県徳島北警察署及び徳島県板野警察署の管轄区域をそれぞれ統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定めるとともに、これらの警察署の統合に伴い、徳島県徳島東警察署の名称を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。